

令和4年度山形県工福連携製品開発等促進事業費補助金募集要領
(令和3年度山形県工福連携製品開発等促進事業費補助金の交付を受けて実施し、
令和4年度も継続する事業の場合)

1 趣旨

製造業の付加価値向上を図り、障がい者福祉事業所の工賃向上につなげるため、ものづくり企業、障がい者福祉事業所及びデザイン事業者の3者連携によるものづくりに取り組む事業に対して助成するものです。

2 用語の定義

(1) ものづくり企業

日本標準産業分類における製造業又は情報サービス業に属する事業を行う企業をいう。

(2) 事業グループ

ものづくり企業、障がい者福祉事業所及びデザイン事業者の3者により構成されるグループをいう。

(3) 補助事業者

事業グループの構成員のうち、補助金の交付を受け、事業を統括し及び監理する1者をいう。補助事業者は、県内に所在するものづくり企業、障がい者福祉事業所又はデザイン事業者に限るものとする。

(4) 連携事業者

事業グループの構成員のうち、補助事業者以外のものづくり企業、障がい者福祉事業所又はデザイン事業者をいう。なお、連携事業者のうち、ものづくり企業及び障がい者福祉事業所は県内に事業所を有することとし、デザイン事業者は県内で対応できる連携事業者を確保できない等の場合は県外に事業所を有する又は所在することを可能とする。

3 補助金の概要

(1) 補助対象事業の区分

令和3年度山形県工福連携製品開発等促進事業費補助金の交付を受けて実施し、令和4年度も継続する事業

(2) 補助対象事業の内容

ものづくり企業、障がい者福祉事業所及びデザイン事業者の3者が連携し、ものづくりを通して障がい者の工賃向上につなげるため、試作品の改良及び販路開拓等を行う事業

※令和3年度と令和4年度で、次の項目に該当する場合は事業グループの一部変更を可能とします。

① 補助事業者を、他の連携事業者と交代する。

(例) 令和3年度：ものづくり企業 → 令和4年度：デザイン事業者

② ものづくり企業、障がい者福祉事業所及びデザイン事業者のいずれか1者を、令和3年度の事業グループ以外の事業者に変更する。

①、②の両方の変更を行う場合、令和3年度の補助事業者は、令和4年度の事業グループの連携事業者として参画することが必要です。

(3) 補助対象経費

事業実施に伴う、試作品の改良及び販路開拓等に必要な次に掲げる経費を対象とします。

補助対象経費
謝金、旅費、消耗品費、原材料費、資料購入費（図書購入経費等）、印刷製本費、デザイン・設計・加工等外注費、委託費（市場調査費、試験・分析等委託費）、機械装置・工具・器具購入費、備品購入費、使用料（会議室使用料、機器借上料、検査測定機器等の利用料）、展示会等への出展費、広告宣伝費、通信運搬費、翻訳料、産業財産権経費（弁理士等経費）

※次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- ① 単価 10 万円以上の消耗品費、原材料費、機械装置・工具・器具購入費、備品購入費
- ② 汎用性の高い事務用品（一般的な文具、パソコン、プリンター消耗品など）の購入費
- ③ 交通費のうちグリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金
- ④ 消費税及び地方消費税に係る経費（旅費等の内税を含む。）
- ⑤ 収入印紙、振込に係る手数料
- ⑥ 出願手数料、審査請求料及び登録料
- ⑦ 行政機関等からの他の補助金等を充当する経費

(4) 補助金の額

補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は125,000円のいずれか低い額

(5) 予算額

250 千円

(6) 採択件数

2 件程度

(7) 補助対象期間

補助金の交付決定を受けてから令和5年3月3日までの間

4 応募資格要件

(1) 応募資格

補助事業者及び連携事業者は、次に掲げる要件を満たしている必要があります。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。（加入する義務のないものを除く。）
- ④ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内または、交付申請日後、交付決定の日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- ⑤ 労働保険料を滞納していないこと。（交付申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと。）

- ⑥ 交付申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- ⑦ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正または再生手続きを行っていないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

(2) 欠格事項

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかな場合
- ② 提出書類に虚偽があった場合
- ③ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④ その他不正行為があった場合

5 応募手続き

(1) 応募締切

令和4年8月26日（金）午後5時15分

審査の結果、交付予定額が予算額に満たない場合は再度募集することがあります。

(2) 応募書類

- ① 応募申請書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）
- ④ 応募者の概要（パンフレット等）

(3) 提出部数

2部（正本、副本各1部。なお、正本を複写した1部を副本とすることも可。）

(4) 提出方法

郵送又は持参とします。提出先は、「9 問い合わせ・提出先」に記載した担当あてとし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日とします。

なお、郵送の場合、応募締切までに提出先に到着したものに限り受け付けます。

(5) 書類作成及び応募上の留意点

- ① 提出された書類は、審査の過程において、必要に応じて複写する場合があります。なお、提出された書類は、いかなる場合でも返却しません。
- ② 書類の作成、応募に係る費用は、応募者の負担とします。

(6) 制限事項

補助金へ応募できるのは、1事業グループにつき同一年度内に1件までとします。

(7) 応募に係る疑義

応募にあたり疑義・質問がある場合は、任意様式により「8 問い合わせ・提出先」に記載された担当あて、FAX又はメールにより行ってください。

6 選考方法

(1) 審査

審査は書類審査によるものとし、審査結果に対する異議は一切受け付けません。

(2) 審査基準

次の審査項目を中心に審査を行います。

- ① ものづくり企業、障がい者福祉事業所、デザイン事業者の特性を活かした取組みか
- ② 想定するターゲット等を踏まえて、売上げが見込まれる取組みか
- ③ 障がい者の工賃向上につながる見込みか
- ④ 事業工程は妥当であるか
- ⑤ 事業の実施体制を確保できるか

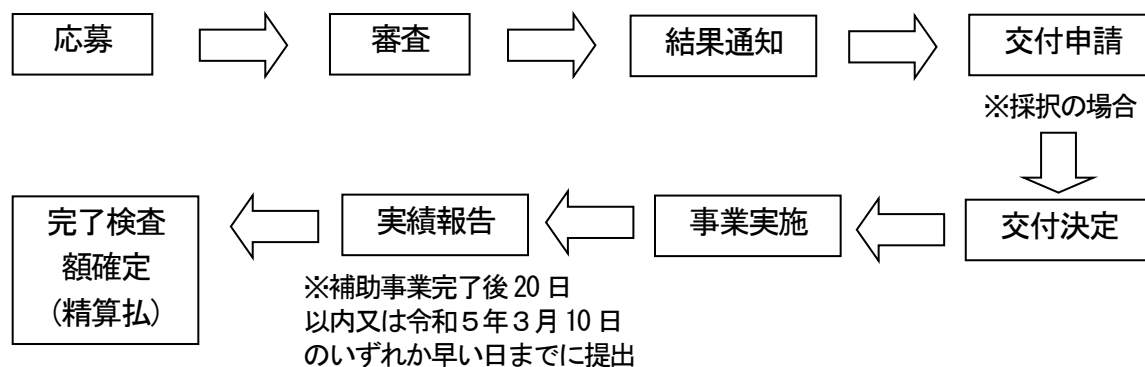
(3) 審査結果の通知等

審査結果は文書で通知します。

7 その他留意事項

- (1) 採択された応募者には、交付申請の提出など補助金交付の手続きを行っていただくとともに、県が補助事業の成果を広く紹介する取組みを行う際には、この取組みにご協力いただきます。
- (2) この補助金は国の交付金を活用したものですので、補助金の交付を受けた事業主の方は国の会計検査の対象となることがあります。当該補助事業に係る経理を他の事業と明確に区分してください。会計検査の対象となった場合は、書類の提出など検査に協力いただきます。

8 補助事業の流れ



9 問い合わせ・提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県産業労働部産業技術イノベーション課 ものづくり振興担当

電話 023-630-2369 FAX 023-630-2695

E-mail ysaninno*pref.yamagata.jp (*を@に変えてください)